平成２４年（フ）第２９号
滋賀県東近江市中小路町681番地１コーポ中小路フジアルテ寮205号
債務者　梶井　義雄
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３２号
滋賀県東近江市山上町829番地２
債務者　坂口　鶴男
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１０号
神戸市兵庫区西柳原町３番25―802号
債務者　福山　健一
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
神戸市兵庫区西柳原町３番25―802号
債務者　福山あかね（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４９号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目５番１―402号
債務者　武田　　守
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目２番15号　ハイステージ武庫之荘東棟313、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目２番21号　シルクハイツ302
債務者　阪田　保彦
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４号
兵庫県尼崎市名神町２丁目２番１―505号
債務者　福原みゆき
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０８号
兵庫県西宮市上ヶ原九番町３番27号
債務者　高須賀洋子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２５号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目11番16号、前住所兵庫県加東市沢部439番地１
債務者　国井こと　國井　　大
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２号
松江市津田町310番地11
債務者　伊藤　政男
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
松江市福原町689番地２
債務者　松本　竜仁
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４号
広島市南区上東雲町17番31号
債務者　渡部千恵子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３号
広島市佐伯区五日市６丁目４番71号　Ａ棟102号
債務者　先田　朋代
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
福岡県久留米市北野町陣屋27番地１
債務者　松林　広幸
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２３号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1757番地16クレディ・ボワＢ―102
債務者　石丸　美賀（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７１号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目68番24号　ＫＭＫビル303号
債務者　後藤れい子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１７号
北海道小樽市桂岡町26番５号、前住所札幌市清田区平岡３条３丁目12番６号
債務者　池田　　潔
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部